

## 「第四次産業革命スキル習得講座（Re スキル講座）」ロゴマーク使用規約

平成30年12月1日  
経済産業省 産業政策局 産業人材政策室  
商務情報政策局 情報技術利用促進課

### 1. 目的

「第四次産業革命スキル習得講座（Re スキル講座）」ロゴマーク使用規約（以下「本利用規約」という。）は、「第四次産業革命スキル習得講座」に認定された講座（以下「認定講座」という。）を持つ法人（以下「認定法人」という。）が、「第四次産業革命スキル習得講座（Re スキル講座）」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものです。

### 2. ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙に掲げるものとします。

なお、ロゴマークは「第四次産業革命スキル習得講座」のシンボルとして活用するために作成したものです。

### 3. ロゴマークの使用

- (1) 認定法人は、認定講座についてのみ、ロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。
- (2) 認定法人は、認定講座を持った日（講座認定日）以降、ロゴマークを無償で使用することができます。
- (3) 認定法人は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することはできません。
- (4) 認定法人は、当該認定講座が、認定の取消を受けた場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。
- (5) 経済産業省、認定法人（認定講座についてのみ使用）以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することができません。ただし、「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の取組を広く広報することを目的として報道機関等が使用する場合など、経済産業省の許諾がある場合にはこの限りではありません。

4. 使用状況の報告

経済産業省は、ロゴマークを使用している認定法人に対し、その使用状況について報告を求めることがあります。

5. 規約の改訂

本利用規約は、経済産業省により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。

以上